

保税工場研修会 (Q&A)

平成25年11月20日
統括監視官（保税部門）

1 保税工場制度の概要及び手続き ①

問)

- ・ 製造歩留、内外貨混合使用、製造計画、移入、総量管理等について具体的に説明して欲しい。（法令上の文言だけでなく、実例などあれば分かりやすい）
- ・ 総量管理適用承認の基準について説明して欲しい。

回)

- ・ 資料のスライド番号16～18、26～31、35～41を参照願います。
- ・ 総量管理については、承認ではなく、容認と称しています。
また、要件については、資料のスライド番号37にも記載しておりますが、基本通達61の2-6で規定されています。

2 保税工場制度の概要及び手続き ②

問)

- ・ 製造歩留における再変更申請の目安（どの程度のブレ）について、説明して欲しい。

回)

・ 皆様方の工場では、常に歩留りが向上するよう、操業されておられるものと思いますので、適正な歩留りの査定を行うため、最低3年に1回、歩留りの見直しを行っています。

また、製造工程の変更、設備の改変等がある場合には、事前に管轄の税関に申し出いただくようお願いいたします。

なお、製造歩留りの設定等の事務については、関税関係個別通達集掲載の「製造歩留事務提要の制定について」（蔵関第1282号：昭45.6.1）に沿って行っておりますので申し添えます。

3 保税作業の実務 ①

問)

- ・ 総量管理以外の実務について具体的に教えてほしい。

回)

- ・ 資料で説明しましたとおり、総量管理は特例で、内外貨混用の場合、製造計画に基づいた外貨製品を特定し、IM毎に貨物管理を行っていくことが基本となります。

4 保税作業の実務 ②-1

問)

- ・ 保税作業における記帳例などを交え説明をお願いします。

回)

保税工場の記帳事項は関税法施行令第50条第1項に規定されています。

- ① 外貨原料の搬入時：貨物の記号・番号・品名・数量等・搬入年月日、IMの年月日とその番号
- ② 使用時：貨物の記号・番号・品名・数量、使用した年月日
- ③ 保税作業終了時：製品の記号・番号・品名・数量、終了した年月日
- ④ 保工外作業の許可を受けた場合の搬出時：出した場所・貨物の記号等
- ⑤ 輸入許可時：貨物の記号等、許可年月日・許可番号
- ⑥ BP承認時：貨物の記号等、承認年月日・承認番号
- ⑦ 搬出時：記号等、目的・許可又は承認の年月日・許可又は承認番号

※①はIM承認書を保管することで記帳不要。②は関係書類（例：IMに裏書）に必要事項を記載し保管すれば足りるとされています。

④～⑥についても、当該許可等に係る許可書等を保管すれば足りります。

なお、指定工場では、上記の他に、外貨原料を積み込んでいた、又は外貨製品を積み込もうとする船舶の名称、登録番号等、入港又は出港年月日、原料搬入に係る保税運送の番号を記載願います。

4 保税作業の実務 ②-2

指定工場の例)

外貨原料台帳			
(外貨原料受入)		(移入承認)	
保税運送番号	○○○○○○○○	品名	○○○○
船名	○○○○	承認年月日	○○年○○月○○日
入港日	平成○○年○○月○○日	承認数量	○○kg
		承認番号	○○○○○○○○

受 入				使 用			
NO	コンテナ番号	搬入年月日	数量	残数量	使用年月日	使用数量	残数量
1	ECLU○○○○○	平成○○年○○月○○日	○○○○kg	○○○○kg	平成○○年○○月○○日	○○○○kg	○○○○kg
2							
3							
4							
5							

外貨製品台帳			
積戻許可番号	○○○○○○○○	船名	○○年○○月○○日
許可年月日	○○年○○月○○日	出港年月日	○○年○○月○○日
品名	○○○○	(保税運送番号)	○○○○○○○○
許可数量	○○kg		

製品出来高				搬 出			
NO	コンテナ番号	製造年月日	数量	累計	搬出年月日	搬出数量	残数量
1	ECLU○○○○○	平成○○年○○月○○日	○○○○kg	○○○○kg	平成○○年○○月○○日	○○○○kg	○○○○kg
2							
3							
4							
5							

4 保税作業の実務 ②-3

総量管理の例)

保税工場搬入台帳兼及び使用内訳表

品名	〇〇〇〇	保税運送番号		記号・番号
数量	〇〇〇〇kg			
船名	〇〇〇〇	移入承認番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	
入港年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	移入承認年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	

搬入年月日	数量	積戻等許可番号	搬出年月日	製品数量	原料換算数量	原料残数量

外貨原料

外貨製品

5 保税作業の実務 ③

問)

- ・ 保税作業開始及び終了、製品の積戻及び、廃棄、記帳義務について

回)

- ・ 資料のスライド1、3、8、9及び18を参照願います。

6 保税作業の実務 ④

問)

- ・ 副産物の取扱いについて

回)

- ・ 保税作業において発生した副産物は、作業の形態（単独作業、内外貨混用）により手続きが異なります。
- ・ 内外貨混用の場合、外貨原料に由来する副産物は、原則、査定歩留りを設定し製品と同様な管理が必要ですが、明らかに外貨原料から発生したものではないと認められるものについては、保税上の管理は必要ありません。
- ・ ただし、基本通達61の3-2に規定している「**さ細な副産物で課税上問題がないもの**」については、適宜な様式による願書の提出をもって処理することとしています。
- ・ なお、このような副産物の取扱いについては、原則、保税工場の許可の際、又は保税作業の追加の際に、その処理方法を決定しておく必要があります。

7 保税工場許可後の諸手続き ①

問)

- ・ 保税作業で製造する製品を追加したい場合、どのような手続きが必要か。
その場合、単なる収容能力増や総量管理したい品目の追加変更で済むのか、そうでなければどのような手続きや資料が必要となるのか。

回)

・ 単なる製品の銘柄を追加する場合で、銘柄毎に査定歩留りを設定しているのであれば、追加する銘柄の査定歩留りを設定する必要があります。

また、製品が現在の保税作業で製造している製品と相違するものであれば、許可条件に記載されているように、保税作業の変更に該当するため、あらかじめ税関に届出を行い、必要に応じて査定歩留りを設定する必要があります。

加えて、保税作業の指定、総量管理の適用申請（追加）及び内外貨混用の追加承認が必要になる可能性もありますので、早めに税関へ相談願います。

8 保税工場許可後の諸手続き ②

問)

- ・ 貨物の収容能力増減、工事等の届出について

回)

・ 単なる補修等ではなく、製造設備の改変や倉庫の設置、又は外貨原料や外貨製品を置くスペースを広げる場合には、あらかじめ「貨物収容能力増減等の届出」を税関に提出する必要があります。

また、製造工程、設備の変更や追加等については、歩留りにも影響がある場合もありますので、そのような工事等の予定がありましたら、早めに税関へ連絡していただくよう、お願いします。

9 保税工場許可後の諸手続き ③

問)

- ・ 許可期間の更新手続きについて

回)

・ 保税工場の許可期間（6年）の更新手続きは、基本通達56-15に規定されており、更新に当たっては、許可期間が満了する月の3月前までに、

- ① 「保税蔵置場・保税工場許可期間の更新申請書」（C-3140）
- ② 過去1年の利用実績及び今後の利用見込み
- ③ 直近の事業報告書

を管轄税関の保税部門に提出願います。

また、役員及び主要な従業者（総合責任者、貨物管理責任者、顧客管理責任者及び委託関係責任者）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別について、CSV形式で記録した電磁記録媒体の提出をお願いします。

なお、必要に応じて、誓約書の提出をお願いする場合がありますのでよろしくお願いします

10 保税工場許可後の諸手続き ④

問)

- ・ 内部監査について

回)

- ・ 内部監査は、毎年1回以上、実施していただくようお願いしております。

注意する点としては、

- ① 監査人が貨物管理者以外の者であること
- ② 監査項目が工場の実情にあっているかどうか
例えば、総量管理のため、区分蔵置不要にもかかわらず、「外貨と内貨を区分蔵置する」というような誤った項目がある
- ③ 保税台帳及び関係帳票が適正に記載・整理されているかどうか
- ④ チェックシートを活用している工場においては、チェックシートの内容が正しいかどうか
- ⑤ 内部監査の結果を幹部に報告し、改善が必要な箇所を勧告しているかどうか

などが挙げられますが、税関職員による指摘等を受ける前に、自社で不適切な処理がなされていないかをいち早く見出すものであり、適正な貨物管理が図られることが重要です。

11 保税工場許可後の諸手続き ⑤

問)

・定期的（一定期間ごと）に承認を要する申請の種類や、その諸手続きの説明願いたい。

回)

- ・主なものとして、次のものが挙げられます。
 - ① 保税工場許可期間の更新申請（基本は6年）
⇒基本通達56-15を参照願います。
 - ② 内外貨混合使用承認申請（工場の許可期間を超えない期間）
⇒基本通達59-1、2を参照願います。
 - ③ 総量管理適用（更新）申出（工場の許可期間を超えない期間、かつ、3年以内）
⇒基本通達61の2-7を参照願います。
 - ④ 製造歩留りの見直し（最低3年に1回）
⇒関税関係個別通達集「製造歩留事務提要の制定について」記18（2）
 - ⑤ 保税工場（保税作業）の指定
⇒許可申請、期間の更新申請及び種類変更時に税関が指定します（申請等は不要）。

12 保税工場許可後の諸手続き ⑥

問)

・一旦、保税工場を廃業し、再度、保税工場の許可を取得したい場合の手続きと許可までに要する日数等について説明をお願いします。

回)

・基本的には、新規許可となりますので、提出書類や要する期間は同じと考えていただいた方がベターと思います。

ただし、従業員等で保税工場の業務を経験していた方が担当するというのであれば、許可要件のうち、業務遂行能力は良好と考えられます。

また、歩留りが必要な作業で、廃業後、特段の設備変更等がなければ、暫定的に歩留りを設定することが可能となりますので、全くの新規工場との比較において短期間で許可を受けることができる可能性があります。

13 要望事項等 ①

問)

・他の保税工場がどのような保税管理をしているのか、実務のうえでためになることがあれば是非、参考にしたいので、その様な情報や情報交換（意見交換）の機会もご提供いただきたい。

回)

・（保税部会から）今回はあくまで研修会でありますので、今後、要望に沿うような取り組みをしていきたいと思えます。

14 要望事項等 ②

問)

- ・ 保税工場としての内部監査技法の研修を希望します。（ロールプレイを含めたセミナー研修）

回)

- ・ （保税部会から）今後、要望に沿うよう、取組みをしていきたいと思えます。（ロールプレイ用の資料を作成し、皆様に配布するような方法など、今後、実施する方向で検討していきたいと思えます。）

15 要望事項等 ③

問)

- ・ 保税工場の保税蔵置場の利用と、保税蔵置場の重複許可（併設蔵置場）について

回)

・ 保税工場の蔵置場の利用について

⇒ 保税工場の被許可者は、その保税工場において使用する輸入貨物について、その保税工場に入れた日から3か月までの期間に限り、その保税工場について保税蔵置場の許可を併せて受けているとみなす取り扱いとしています。（法第56条第2項）

これを、みなし蔵置場といい、その場所を利用できる貨物は次のとおりです。

- ① その保税工場において外国貨物のままで又は輸入の許可を受けて保税作業に使用されることが見込まれる原料品
- ② 上記①の輸入原料品と同種の輸入原料品で、輸入の許可を受けてその保税工場における内貨作業に使用されることとなるもの

・ 併設蔵置場について

⇒ 保税工場の一部又は全部について、保税蔵置場の許可を併せて受けることができることとなっています。（法第56条第3項）

これは、みなし蔵置場としての蔵置機能があるものの、蔵置期間（3か月）及び貨物の種類が限られているため、内国貨物で製造した製品など、一般輸出入貨物の蔵置を行いたい旨の要請に応える形で措置されたものである。

16 要望事項等 ④

問)

・平成29年度（目標）の完全ペーパーレス化に向けNACCSで電子化が進められているが、今後のNACCSと保税工場（業務）との連携があるのか？

回)

・現時点では、現状のままと聞いておりますが、何らかの動き等があれば、公表できる範囲内で、保税部会等を通じてお知らせいたします。